

令和4年 第3回

教育委員会定例会会議録

とき 令和4年2月8日

品川区教育委員会

令和4年第3回教育委員会定例会

日 時 令和4年2月8日(火)

開会：午後2時

閉会：午後3時28分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川区図書館長 吉田 義信
学校施設担当課長 小林 道夫
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 稲生 彩夏
書 記 根本 亮佑

傍聴人数 1名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を非公開とした。

次第

- 第 9 号議案 教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について
- 第 10 号議案 品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 第 11 号議案 学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則
- 第 12 号議案 学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 13 号議案 学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 14 号議案 学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 15 号議案 学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 16 号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 17 号議案 学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第 18 号議案 学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
- 第 19 号議案 学校教育職員の旅費に関する条例第 2 条第 3 項等による旅費規則の一部を改正する規則
- 第 20 号議案 教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）
- 第 21 号議案 教職員の任免等について（再任用）
- 報告事項 1 品川歴史館リニューアル工事に伴う休館予定について
- 報告事項 2 令和 3 年度補正予算（最終）について
- 報告事項 3 令和 4 年度当初予算について
- 報告事項 4 令和 3 年度前期一般監査の措置結果について
- 報告事項 5 教職員の任免等について（普通退職）
- 報告事項 6 在外教育施設派遣教員の研修発令について
- 報告事項 7 教職員の処分に関する内申について
- 報告事項 8 令和 4 年度品川区立特別支援学級使用教科用図書について
- そ の 他 令和 4 年 4 月の行事予定について

【教育長】 ただいまから令和4年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員に、富尾委員、塚田委員の2名を御指名いたします。どうぞよろしくお願いたします。

本日も、新型コロナウイルス感染予防のため、オンラインでの開催となります。傍聴席は別室に設けまして、会議の映像と音声を流しておりますので、御承知おきいただければと思います。

本日の会議の持ち方について、まずお諮りしたいと思います。

日程第1 第20号議案、教職員の任免等について（教育管理職の転任・新任）、日程第1 第21号議案、教職員の任免等について（再任用）、日程第2 報告事項5、教職員の任免等について（普通退職）、日程第2 報告事項6、在外教育施設派遣教員の研修発令について、日程第2 報告事項7、教職員の処分に関する内申について、以上の5件につきましては、人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 ありがとうございます。

異議なしと認めまして、これらの5件につきましては全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題です。まずは、日程第1 第9号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、事務局からの説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和3年度品川区教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について御説明いたします。資料の1を御覧ください。

この事業の目的ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施しているものでございます。前回、事務局でシートを作りまして、教育委員の皆様から御意見をいただいたところです。今回は、いただいた御意見をシート状にまとめましたので、最後に確認していただき、最終案として決定をしていきたいと思っておりますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

まず、5ページの結果のところを見ていただきたいと思います。4番の（2）でございます。教育委員会の総評を入れてございます。今回は、まず評価対象事業については、教育目標に従い着実かつ適切に執行されており、現状維持または現状をベースに発展、向上させるべきであると考えたとまとめさせていただきました。また、多くが「継続」でありますけれども、創意工夫を重ねて推し進めていってほしいと。それから、「拡充」とした事業については、区民ニーズを的確に把握し、関係機関などとも連携しながら実施するよう努力されたいと。このように総括をしているところでございます。

続きまして、各シートでございます。

まず、1番の校舎等整備。教育委員からの意見というところで、一番下の欄以下全部見

ていただきたいと思います。ここでまとめさせていただきました。概要だけ説明いたします。まず、便所の関係ですけれども、「安心して使用できる環境づくりと衛生面や使いやすさに配慮し、計画的に改修するよう努めてほしい」。

続いて、2番、家庭教育力の向上支援です。中段以降です。「子どもからの思いを受け取る側の対策として、学校と家庭で足並みを揃えて同様に子どもたちに接することができるよう、保護者向けにも提案していきたい」ということです。

それから、ICT支援員による学校サポートの関係ですが、全教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、実践事例やノウハウを共有し、ICT活用の水準向上を行うことが重要と考える。教育委員会、学校が連携しこの事業に取り組んでいただきたいとまとめました。

英検チャレンジ事業です。「区立学校で推進している英語教育の成果を確認する一助として重要な役割を担っているため、今後も継続して実施されたい」と。

それから、給食運営です。安全安心でおいしい学校給食を提供できるよう、引き続き給食業務遂行の円滑化と良好な給食環境の維持を図ることとしております。

英語力の向上プラン（7～9年生）の部分ですが、「オンラインレッスンやグローバル人材育成塾、イングリッシュキャンプなど、実践的なやり取りが重視されている」。「引き続き、各種技能検定の結果などをもとに検証を行い、より効果的・効率的な事業運営への工夫を図ってほしい」。

次が、7番目、オリンピック・パラリンピック教育推進事業です。「東京2020大会終了後も、競技体験教室や様々な取組を学校2020レガシーとして、現在の子供たちが大人になるまで教育の中に残していただきたい」。

次は、マイスクールの運営です。「適応指導教室の受け入れ人数の拡大については早急に検討をお願いする。コロナ禍ということもあり、不登校児童・生徒も様々な事情を抱えている。学習の遅れ等の二次的な影響を少なくするようお願いしたい。今後もより丁寧に拡充を図っていただきたい」。

9番の特別支援学級の運営です。「自閉症・情緒障害特別支援学級の小学校・義務教育学校（前期課程）への設置については、引き続き着実な検討をお願いする」。「発達障害教育に関する特別支援教室の標準指導期間が1年に設定されたことについては、指導力向上もできるよう今後も支援を継続していただきたい」。

10番の図書館ブックフェアでございます。「コロナ禍で安全性に配慮しながら、図書館員が専門家として様々な努力や工夫を高く評価したい」。「ブックフェアを開催するなかで興味のなかった分野に新たな出会いが増えるような更なる取り組みを期待したい」。

それから、家読・ティーンズ世代の読書活動の推進です。親子向け・子ども向け2種の読書ノートの作成・配布は、利用者からも好評であり、家読の啓発に寄与したと評価できる。ティーンズ世代の登録促進キャンペーン実施や定期試験に対応した自習室開放事業は思い切った施策であり、図書館を「居場所」の一つとして捉える契機ともなる。この先は、「情報リテラシー」の醸成についての取組も学校と協力しながら検討を進めてほしいということですが。

最後、電子図書館・音楽データベースについてですが、「書籍をデジタル化して利用できるようにするというのは最も必要なサービスだと考える」。「区や区民が文化として記録し

ているものを自宅等から参照できるというのは非常に文化的に意義のあることである」。「今後も継続・拡大を進めていくようお願いしたい」ということでまとめてございます。

以下、特別支援学級の運営と図書館ブックフェアの事業につきましては、学識経験者の中から御意見をいただいたということですが、前回御紹介をさせていただきましたので説明は割愛いたしますが、これを添付した形でのまとめとしたいと考えております。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いしたいと思います。

庶務課長さん、これは事務事業評価の部分だけで、後の学識経験者のコメントについては、この後またやりますか。これは、よろしいですか。

【庶務課長】 併せてお願いします。

【教育長】 分かりました。併せてここで協議していただくということですので、該当項目で後ろにコメントがついている場合には、それに触れていただいても結構です。4人の委員の皆様からは様々なアングルから貴重な御意見を頂戴しておりまして、私も今説明を聞いておりましたけれども、今後もぜひ努力をしてもらいたいという部分もありますし、先取りをした方向性でもってこれを継続してもらいたいという形もありましたので、大方まとまっているように思います。特にこのところはいかがなものかという部分があれば御発言いただければと思いますが、どうでしょう。特になさそうでしょうか。この後決裁してまいりたいと思いますが、いいですかね。

では、決裁してまいります。第9号議案、教育委員会事務事業の点検および評価の報告書について、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1 第10号議案から第19号議案、これらの議案につきましては一括で説明をお願いしていききたいと思います。

第10号議案、品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則。第11号議案、学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則。第12号議案、学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則。第13号議案、学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則。第14号議案、学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。第15号議案、学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則。第16号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。第17号議案、学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則。第18号議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則。第19号議案、学校教育職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則の一部を改正する規則。一括での説明の後質疑を行い、それぞれに採決する形になると思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

では、事務局より説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から第10号から19号議案につきまして、一括して説明させていただきます。本改正につきましては、学校教育職員、区固有教員の統括副校長職の新設に伴う規則改正でございます。

1の改正理由に示させていただきましたが、6級職として統括副校長を都費の校長職に相当する職として位置づけたところでございます。そのため、必要な改正を行うというものでございます。

必要な規則改正につきましては、2に改正内容を示してございますが、10号議案から順に御説明いたします。資料につきましては、ステープラー留めの資料で、1枚目の表紙を基にしながら説明してまいります。よろしくお願いいたします。

10号議案は品川区立学校の管理運営に関する規則、11号議案は級別資格基準、12号議案は初任給、昇格および昇給等に関する規則、それぞれにつきまして、統括副校長の職務内容、6級の基準を設け規定をするというものでございます。

13号議案につきましては、管理職手当を規定するものでございます。

なお、これら管理職手当等の規定、そのほかこちらに記載のものについては都費の校長職と同様になるように規定を設けるものでございます。

14号議案につきましては、管理職員特別勤務手当を規定するものでございます。

15号議案は期末手当、16号議案は勤勉手当について、それぞれ加算割合を規定するものでございます。

17号議案は義務教育等教員特別手当、18号議案は給料の調整額について別表に6級を規定するものでございます。

19号議案は、旅費規則に手当額を規定するものでございます。

なお、その他としまして、欄外に「職員の退職手当に関する条例施行規則については、人事課にて改正予定である」と示させていただいておりますが、統括副校長である6級職につきまして、退職手当につきましては区の職員の条例施行規則によるというものでございます。この場合、行政職の部長と同等の規定を行うというものではございますが、こちらについては記載のとおり人事課にて改正を行う予定でございますので、本日の規則改正では行わないというものでございます。

最後に、施行期日でございますが、令和4年4月1日が施行予定の期日でございます。

資料につきましては、そのほか規則改正の詳細、また新旧対照表等をつけさせていただきました。御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。固有教員の統括副校長新設に伴って、それが校長職に相当する職として位置づけられているということで、様々な管理運営規則をはじめとする規則の一部改正が今回行われるという背景の中での状況かなと思います。

先ほど申し上げましたように、採決についてはそれぞれ採決してまいります。質問につきましては一遍にお受けしたいと思いますので、この内容についていかがかということ、質問があれば、議案を実際に御指摘いただいて質問していただければと思います。いかがでしょうか。どれも必要な議案で、これがないと体制が整わないということですから、これを改定することに特に御異議がある方はなかなかいらっしゃらないのではないかなと思いますけれども、内容等につきましても御覧いただいて、何か御意見があれば出していただければと思いますが、どうでしょう。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 第12号議案の資料の中で、13ページから18ページに当たるところ

なのですが、数字がたくさん書いてある表があると思うんですけれども、意味がちょっと分からなかったのを教えていただければと思います。

【教育長】 13ページの、1番からたくさん書いてあるページですね。

【富尾委員】 そうです。

【教育長】 71までずっと羅列されている数字はどういう意味なんだろうということなんですけれども。

指導課長。

【指導課長】 こちらにつきましては、教職員等が初任給、また昇給するときに、給与表にあります号給表を昇格時に対応するための表ということでございます。例えば、5級職から6級職に移行した場合、その号給によって、例えば1号給の場合は5級から6級になっても1号給のままということになります。例えば、そのままいきますと、現状記載のとおり、ほぼ改めるところで言えば、57号給の場合は、5級職で57号給であったものが、6級職になった場合にはそれぞれ55号給になる場合もあれば56号給になる場合もあるということで、対応させていくということになります。この辺は、年齢でありますとか経験を踏まえながら対応するものでございますが、これまでは5級職が上限でしたので、6級職の対応表を新たに設けたというものでございます。

以上でございます。

【富尾委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 私はあまり分かりませんが、要はここに書いてある1とか2とかってというのは号給の意味だということですね。その凡例がどこにも書かれていないので、この数字は何だかよく分からないという御質問が出たのではないかなと。ただ、別表の第3の中にこれを当てはめるということですから、別表自体を見れば分かるようになっているんですね。別表が20ページにあると。ここを見ますと、昇格の日の前日に受けていた号給というのがちゃんと書かれておりますので、この数字の正体が分かるということになるかと思えます。

富尾委員、よろしいでしょうか。

【富尾委員】 分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

【教育長】 ほかに、いかがでしょうか。まだ実際にこの号給に相当する職員はいないんですけれども、これから固有教員の指導・育成の中でこういう職員としての位置づけが必要になってくるであろうということを想定しての改定ということになるかと思えます。

では、それぞれ採決して行ってよろしいでしょうか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 それでは、参ります。

まず、第10号議案、品川区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

続いて、第11号議案、学校教育職員の級別資格基準に関する規則の一部を改正する規則、本件も原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
3つ目、第12号議案です。学校教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件は原案どおり可決することと決定いたします。
次は、第13号議案です。学校教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。
第14議案、学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
第15議案です。学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
次に、第16議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
次は、第17議案です。学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
第18議案、学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。
第19議案、学校教育職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則の一部を改正する規則、本件は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件も原案どおり可決することと決定いたします。
次に、日程第2 報告事項の1です。品川歴史館リニューアル工事に伴う休館予定についての説明をお願いいたします。

文化観光課長。

【文化観光課長】 皆さん、こんにちは。文化観光課長の篠田でございます。昨年度まで、学務課在籍中は大変お世話になりました。本当にありがとうございました。本日は、現在所管しております品川歴史館について御報告をさせていただくため、参りました。

それでは、資料の14、品川歴史館リニューアル工事に伴う休館予定についてを御覧ください。

ださい。

品川歴史館につきましては、昭和60年の開館から36年が経過しております。この間、規模の大きな展示替え等は実施してきているところではございますけれども、施設自体には手を入れてきておりませんので、かなり施設や設備の老朽化が進んでいるということから、令和元年度にリニューアルの方針を定めました「品川歴史館リニューアル基本計画」を策定いたしまして、翌令和2年から3年度——今年度にかけて基本設計、実施設計を進めてきております。年度が明けて令和4年度、この4月以降リニューアル工事に入ることから、品川歴史館は一定期間休館させていただくこととなります。

それでは、項番の1、休館期間を御覧ください。歴史館全面休館は、今年の7月1日から令和5年の12月頃までを予定してございます。新年度に入りまして、この7月までの間に資料等を搬出して、外の倉庫に保管等をするということとなります。

2番の工事内容でございます。大規模改修工事ということで、ここには外装、内装の全面更新とありますけれども、1階、2階の展示室だけではなくて地下にある収蔵庫ですとか、あるいは空調も全面的に取り替えるといった形で、歴史館の全てに手を入れる形になります。ですので、職員もこの間はここにはいられないということで、後ほど御説明するのとおり、ほかのところに移転をするという形になります。

3番の学校見学の受入れ休止でございます。品川歴史館につきましては、平素から学校の社会科見学等の受入れをさせていただいているところではございますけれども、休館中につきましては残念ながら受入れができないということでございます。受入れ中止になるのは、今年の7月1日から工事が終わった後、令和5年度いっぱい、6年の3月末まで受入れを休止させていただく予定でございます。

この間の事務室の移転先でございます。4番でございます。八潮でございます「こみゆにていぶらざ八潮」の一角をお借りして、この間事務室の機能を行っていくことを予定してございます。こちらは、今年の9月から令和5年の9月頃までを予定してございます。

5番、その他でございます。先ほど申し上げましたとおり、全面的な改修工事ということで、収蔵資料も全て外に出してしまいますので、休館期間中については資料の閲覧ですとか貸出し等の対応はできないということになります。

また、これらの状況につきましては先立っての校長連絡会でも御報告させていただきまして、各学校に周知をさせていただいたところでございます。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員、どうぞ。

【富尾委員】 現在、学校見学はどの程度行われていたんでしょうか。

【教育長】 文化観光課長。

【文化観光課長】 品川歴史館での受入れに関しましては、年度によって若干の動きはあるんですけれども、小学校はかなりの学校が私どものほうに社会科見学等で訪れていたところがございます。

【教育長】 社会科見学のルートとして位置づけられている学校がほとんどだという感じでしょうかね。中学生はどうでしょうか。どちらかというと夏季休業中の自由研究などで訪れるケースになるんでしょうか。

文化観光課長、お願いします。

【文化観光課長】 教育長からもお話があったとおり、学校の対応として私どもでお受けをしている例はほとんどございません。ただ、自由研究等で生徒さんが来られる例というのは聞いておりますので、そういった形で御利用いただいているものと認識してございます。

【教育長】 富尾委員、どうですか。

【富尾委員】 分かりました。社会科見学で行くとなると、大体いつも同じような学年の子たちが同じようなルートで行かれていたのが行けなくなってしまうということだと思うので、その辺りについては、違うルートということなんでしょうけれども、引き続きできる限りそういった経験はしていただきたいと思いますと思いました。

【教育長】 なるほどね。3年生が主に区内巡りの一環として行っているかなと思うんですが、それに代わるようなところというのはどこかあるんですかね。——今度、それと入れ替えるような形で5月にエコルという環境学習館がスタートいたしますので、そちらで多少、環境学習の一環としてですけれども品川区の歴史にも触れることができるかなと思います。

文化観光課長。

【文化観光課長】 私どもも、社会科見学としてのお受入れはできないということもございますけれども、特別展等で様々図録等も作成してございますので、こちらのお貸出しはできるようなことを考えてございます。ですので、何か参考になるようなものがあればということで、お問合せいただければ、対応できるものについてはそれぞれ資料の貸出し等の対応はしてまいりたいと考えているところでございます。

【教育長】 どうでしょう、富尾委員。

【富尾委員】 分かりました。お願いします。

【教育長】 いいですかね。3年生ですから、あまり深い学習というわけではないかもしれませんが。ここに品川歴史館があるんだということを勉強するというのがまずは第一かなと思いますけれども、近くに大森貝塚もありますので、また小学生向けの代替地を探していただけるといいかなと思います。

ほかに、委員の方、いかがでしょうか。歴史館は、毎年初任者教員の研修コースにも入っていたと思いますので、そちらでも代替を探さないといけないかなと。先ほど申し上げましたエコルがオープンしますので、そちらがかなりいい環境学習のスペースになってくれるみたいですから、そちらを学校としてもぜひ活用していただけるといいんじゃないかと思います。

ほかに、委員の方、いかがですか。

どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 今教育長がおっしゃったエコルというのは、どの場所にあるんですか。

【教育長】 誰か、説明をしてください。僕が説明してもいいんですけども。

庶務課長。

【庶務課長】 「エコルとごし」といまして、戸越公園の中なんです。ちょうど戸越小学校の隣、東側に位置して、今工事中でございます。

【塚田委員】 規模については、分かりますか。

【庶務課長】 二、三階建てで、場所的には戸越小学校の横です。

【塚田委員】 了解しました。

【教育長】 また機会があれば、教育委員の皆様にもぜひ御覧いただければと思います。ちょうど戸越小学校の真横に当たるところに、新しい、非常に環境に配慮した環境学習館です。教育委員会が造っているのではないんですけども、環境課で力を入れて造っている「エコルとごし」（宮前小学校の子供のネーミングだそうですけれども）、それがオープンすることになりました。

よろしいでしょうか、塚田委員。

【塚田委員】 はい、結構です。

【教育長】 ほかには、いかがですかね。

それでは、品川歴史館リニューアル工事に伴う休館予定につきましては、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2 報告事項2、令和3年度補正予算（最終）について、日程第2 報告事項3、令和4年度当初予算についてでございますが、この2件につきましては区の事務事業に係る意思形成過程における案件と考えますけれども、事務局ですが、この会議の扱いについてはどのように考えておりますでしょうか。

庶務課長。

【庶務課長】 令和3年度補正予算（最終）及び令和4年度当初予算については、区議会の議決前の案件であります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

以上です。

【教育長】 ただいま、庶務課長より説明がありました。本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づきまして非公開の会議といたしまして、会議日程を変更して全ての会議の終了後に会議を開くこととしたいと思いますが、委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 ありがとうございます。では、異議なしと認めまして、この2件につきましてはそのように決定いたします。

次は、日程第2 報告事項4になります。令和3年度前期一般監査の措置結果についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和3年度前期一般監査の措置結果について御説明いたします。資料は17になります。

めくっていただきまして、最初が区長部局になりますが、もう1枚めくっていきまして1ページというのが出てくると思います。ここが、対象部局が共通ということで、全庁的な指摘がありました。

1番として、主管課契約に係る契約事務についてで、1から6まで指摘されております。特に1番の予定価格10万円を超える随意契約は、2者以上から見積書を徴収すると。前々

から言われていることですが、1者しかない、これがまだ見られるということ。

(2)の特定の1者しか履行できない契約で、随意契約する場合には根拠を示すということになってはいますが、理由が示されていないものがあると。

それから、請書に物品内訳の記載がされていない。そのほか、4、5、6と6点ぐらいが指摘されております。

これらにつきましては、下の処理経過というところに書いてありますが、契約事務に関する認識不足や内容確認が不十分だったということで、引き続き職員に対し指導・啓発を行い、適正な契約事務の執行等を行うよう取り組んでいくとしております。

もう1枚めくっていただきまして、第4の2の指定消耗品の管理。指定消耗品は、ここには郵券ですとか定額小為替とか書いてありますが、学校で言えば区内共通商品券とかをよく使ったりしますが、そういった消耗品の受払簿に係ることです。年度を繰り越したときの記帳漏れとか記帳誤りがあるということや、消耗品を使ったときに押印が一部抜けているという指摘を受けております。これも、基本的には年度繰越し等による受払簿の書き方の認識不足ですとか、照合が不十分であるということで、基本的には定期的にきちんと照合確認を行うよう指導していきますということでもあります。

これらは毎年指摘されている項目なので、その部局だけではなくて監査を受けない部署にもきちんと周知をしていってほしいと。去年も言われていることですが、引き続きというところがございます。

14ページまでが、区長部局の契約事務ですとか現金の管理とかを指摘されています。その後、真ん中以降に、教育長から監査委員に出したページがあります。

めくっていただいて、1ページ目になりますが、支出事務でございます。就学奨励費について、過払い分があって、戻入処理をしたということ指摘されております。これは算定誤りということですが、本来区分によって2分の1を支給すべきものを10分の10で支給してしまったということ。対象者の所得によって変わったりするところを、根拠資料の確認が不十分だったということですが、確認のところで分かり戻入処理を行いました、最初からそういうミスのないようにやるようにという指摘を受けたものです。

2点目、もう1枚めくっていただきまして、支出事務です。教職員の旅費の関係ですが、区内で移動するときに必ず定期券調整みたいなものをした上で旅費の支給がされるのですが、定期券調整がされないまま支払われ、戻入処理がされたという例です。これは、都の仕事で行く場合と区の仕事で行く場合とで、都費で払うか区費で払うかという問題が実際出てくるので、都と区の両方のシステム入力をしていないといけないのですが、区のシステムの入力を忘れていたためにそちらの定期券調整ができなかったということで、これもきちんと確認をしていきます。

最後、3点目ですが、謝礼の支払いについて、源泉徴収税率の適用を誤ったというところがございます。通常ですと10.21%を取ったりとか、たまに来る場合だと3%程度だとか、適用する税率が異なるんですけれども、その適用が間違っていたという指摘ですので、再発防止に努めていくと。

以上、今年度については、教育委員会は3件指摘を受けたところがございます。

次ページ以降は、監査全体の指摘の一覧でございます。

これは前期の一般監査ですが、後期監査が今ちょうど行われていて、学校につい

でも行われています。今取りまとめをしているところですので、まとまりましたら御報告したいと思います。

監査については以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いします。特に、よろしいでしょうか。学校がこれに入ればもっと指摘は多くなってくると思うんですが、今回学校は範疇ではないということで、教育委員会事務局内の3つの指摘事項がございました。また今後、こういったことに留意しながら事務が進めていけるよう、私どもも自らを律していかなくはないかと、そんなふうに思います。

それでは、令和3年度前期一般監査の措置結果については、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本件は了承いたします。

次は、日程第2 報告事項8、令和4年度品川区立特別支援学級使用教科用図書についての説明をお願いいたします。

統括指導主事。

【統括指導主事】 私からは、令和4年度特別支援学級用教科用図書採択について報告いたします。お手持ちの資料21を御覧ください。

特別支援学級用教科書は、原則として、当該採択地区の小中学校の通常の学級で使用する教科書と同じ教科書を使用するものとしています。しかし、児童生徒の実態に応じ特別の教育課程を編成した場合、学校教育法附則第9条により一般図書を採択することができます。

令和4年度使用教科用図書として学校から授業数報告がなされた一般図書のうち、今回、在庫不足等によりその供給に応じられない図書がございました。品切れのため供給不能となった図書は、資料にございます『フレーベル館の図鑑ナチュラひとのからだ』です。その代わりとして新規に採択していただく図書は、資料にございます『学研の図鑑Live人体』ということになります。こちらは、中学校・義務教育学校（後期課程）の保健体育科の保健の授業で使用するものでございます。

採択するに当たりまして選定委員会を開催し、本図書について調査したところ、選定委員からは、「人の身体づくりと働きについて写真やイラストを多く掲載し説明されているため、視覚的に理解しやすく、興味や意欲を引き出す上で適している」との意見がございました。御了承のほど、よろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。何か質疑があればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 品切れのためということですが、突発的な原因があったんですか。予想はできなかったようなことがあったんでしょうか。

【教育長】 統括指導主事。

【統括指導主事】 年が明けてから必要数を申請していくわけなんですけれども、今回、もともとあったフレーベル館のものが品切れということはそのとき分かりまして、ほかにも絶版になっているものですか、そういったものは品川区に限らず全国的にありまして、代わりのものを採択するよというということで国からも通知が来て、今回教育委員会で報告させていただいたものになっております。

【教育長】 冨尾委員、いかがでしょうか。よろしいですか。

【冨尾委員】 はい、分かりました。

【教育長】 ほかの委員の方、いかがでしょう。なかなか、特別支援学級の教科用図書でこういったケースというのは、これまでにはなかったんじゃないかなと思います。恐らく刊行物等も、こういった理由でもって今後供給が不能になる可能性もあろうかと思えますので、子供たちのニーズに合わせたより適正な図書を選んでいただければと思います。

令和4年度特別支援学級使用教科用図書については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

日程第3 その他、令和4年4月の行事予定につきまして、お願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料の22を御覧ください。4月の行事予定についてです。

4月は、12日と26日、定例会として14時から2回開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【教育長】 説明が終わりました。12日と26日ということで、一応御予定いただければと思っております。これにつきまして、何かございますか。

では、令和4年4月の行事予定につきましても、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本件も了承いたします。

事務局から、その他、何かありますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり非公開の会議に移りたいと思えますので、傍聴の方は御退出をお願いいたします。

— 了 —